

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和3年2月19日

香取市長

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
佐原西部工区地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和2年11月22日
3. 集落・地域の耕地面積
147ha
4. 対象地区の課題
農業法人や認定農業者等の中心経営体がいるが、高齢になってきている。
5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
地域の農業法人や認定農業者を中心に農地の集積・集約化を進める。
6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
個人 9経営体
法人 11法人
7. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針
地域の農地所有者や離農する農業者、経営転換をする農業者は原則農地中間管理機構に貸し付ける。
8. 農地の貸付けの意向
特になし